

資金決済に関する法律に基づく利用者保護措置について

【利用者資金の保全方法】

■ 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

■ 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

■ 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は「金銭による供託」です。

【無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針】

<セブン商品券について>

セブン商品券が盗難又は紛失等により第三者に利用された場合は、当社はその責任を負いません。

<セブンブルーチップカードについて>

利用者がセブンブルーチップカードを第三者に取得され、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、当社は調査を行い、損失の内容、調査結果に応じて、利用停止、残高移行などの対応を行う場合があります。

ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部又は一部については補償を行いません。

- ・利用者がセブンブルーチップカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了する前に、セブンブルーチップカード電子マネー残高を第三者により利用されて発生した損失
- ・利用者の故意もしくは重過失に起因して発生した損失
- ・利用者の家族、親族、利用者等の委託を受けて身の回りの世話をする者等の行為に起因して発生した損失
- ・利用者が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失
- ・利用者等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合またはその疑いがある場合
- ・戦争、暴動等の著しい社会秩序の混乱に乗じて発生した損失

■ 補償手続の内容

セブンブルーチップカードの利用者は、当社に対して前項の補償を求める場合には、当該損失が発生した事実を、損失が発生した日(継続して複数回の損害が発生した場合はその最終日)から 7 日以内に、当社に通知するものとし、当社に対して、以下の内容を申告するとともに当社による調査に協力するものとします。また、利用者の提示する以下の情報に不備、不足がある場合には、利用者が発生した損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

- ・カード番号
- ・ご登録の利用者情報（名前、住所、連絡先、生年月日等）

- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生の経緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

■ 補償に関する相談窓口及びその連絡先

セブンブルーチップカードの利用者に生じた上記の損失については、原則として、当社が問い合わせ窓口となり、本方針に従って対応を行うものとします。

【補償に関するご相談窓口及びその連絡先】

お問い合わせ・ご相談窓口：

株式会社セブン 本部 TEL：088-626-5443

電算部 TEL：0885-35-0605

10:00～16:00／土・日・祝日は除く

■ 不正取引の公表基準

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。